

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペリ	気候変動による自然災害対処能力向上計画の贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 H22.3.31まで	H22.3.22 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア ンス外務・国際協力大臣	H22.4.9 199号
ペリ	食糧援助に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	860,000千円 H23.3.31まで	H22.3.22 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア ンス外務・国際協力大臣	H22.4.9 200号
ペリ	パペコ中央魚市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	パペコ中央魚市場建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,027,000千円 H25.12.31まで	H22.6.23 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア ンス外務・国際協力大臣	H22.7.12 332号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。